

## ＜申請に当たっての留意事項＞

### 1. 応募資格について

応募者の国籍は、日本政府が承認している国の国籍を有する者とする。（例えば、台湾からの留学生は応募資格がないので注意すること。）

### 2. 学内選考等について

(1) 大学推薦対象者は、大学間交流協定に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者に限る。また、候補者が特定国に偏ることのないよう配慮すること。推薦に当たっては、全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により厳正に審査を行うこと。

なお、大学間交流協定校1校につき1名までの推薦とすること。

(2) 他大学との重複申請、大使館推薦や日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度(これまで日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き2008年に在籍予定の者も含む)との併願は認めていないので、推薦に当たっては、各大学において十分確認や調整を図るとともに、申請者に対し、その旨周知徹底すること。

なお、重複申請、併願が判明した場合等、その候補者の申請を受理しないとともに、大学の推薦方法について協議を行い、何らかの問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わない場合もある。

### 3. 提出について

個人が記入する申請書については、各大学においても記入漏れ、誤記入がないか十分に確認すること。

#### (1) 提出書類等

① 「募集要項4(3)①」に記載されている書類を様式ごとに応募者全員分について取りまとめる。(個人の封筒に封入しないこと。)

② 個人ごとに「募集要項4(3)②」に記載されている書類の全てを角型2号封筒に封入し、封筒表中央に大学名、氏名及び国籍、封筒表右上に推薦順位を記入する。

③ 上記①に②を添えて適当な大きさの封筒等に封入し、  
「日研生申請書類在中」

と封筒表に朱書きの上、次の担当係宛郵送又は持参すること。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局学生支援課留学生交流室国費留学生係

④ 別紙様式2は電子データをメールにて<ryuugaku@mext.go.jp>宛送信すること。

このアドレスには多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず

- ・メールの件名を「××××(大学コード)〇〇大学(日研生)」とし、
- ・ファイルの件名を「××××(大学コード)〇〇大学(日研生)」

とすること。

(2) 提出期間は平成20年4月7日(月)～11日(金)(当日消印有効)までとし、提出期間外の提出(郵送及び持参ともに)及び個人が提出する申請書は一切受理しない。

#### 4. 採用者の決定について

- (1) 採用予定人数については、募集要項「2」のとおりであるが、予算の状況に応じて変動する場合がある。

(参考) 平成19年度採用実績

推薦大学数	応募者数	採用者数	採用率
52大学	204人	110人	53.9%

- (2) 各大学の推薦による採用人数については、原則として各大学の大使館推薦の受入れ人数を考慮したものとなるので、留意すること。
- (3) 結果通知については、平成20年6月末を目途に学長宛文書にて通知する。申請者本人には、応募をとりまとめた大学が結果を知らせることとする。

#### 5. その他

- (1) 本研修としては、単位認定等は必ずしも必要ではないが、在籍大学に復学後において日本での学習の評価を得るため、できる限り単位を認定し、修了証書等を交付することが望ましい。
- (2) 大学推薦による採用者は、当該推薦大学において研修を受けることを条件とするものであり、渡日後他大学への進学・転学は認めないので、予め申請者にその旨周知すること。
- (3) 留学査証の申請に係る便宜供与依頼については、原則として当該国国籍を有する国以外の在外公館には行わないので、国籍国以外に在住の者については、各大学の責任において手続きを行うこと。  
なお、候補者の在籍大学の所在地が当該国籍と異なる場合等は事前に文部科学省に相談すること。